

大磯町防災ハザードマップ広告掲載要綱

令和8年6月17日

大磯町告示第72号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が防災ハザードマップを作成するに当たり、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上を図るため、防災ハザードマップに広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防災ハザードマップ」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 土砂災害・洪水ハザードマップ
- (2) 津波・高潮ハザードマップ
- (3) 内水ハザードマップ
- (4) その他防災に関し必要と認められるハザードマップ

(広告の掲載基準)

第3条 防災ハザードマップに掲載する広告は、広告の掲載を希望するもの（以下「広告希望者」という。）の事業内容及び掲載する広告の内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (5) 商品先物取引又は消費者金融に類するもの
- (6) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (7) 求人広告に類するもの
- (8) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (9) 児童又は青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (10) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (11) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (12) その他町の信用及び信頼性を損なうおそれがある等の理由により、広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告希望者の資格)

第4条 広告希望者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5条に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、町が指定する位置とする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載料は、次の表に掲げるとおりとする。

規 格	広告掲載料
4色刷り 40mm×80mm	50,000円

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、当該防災ハザードマップの使用期間とする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、町のホームページ等の媒体により次の事項を掲載して行う。

- (1) 防災ハザードマップの種類
- (2) 防災ハザードマップの作成数
- (3) 防災ハザードマップの使用予定期間
- (4) 納付しなければならない広告掲載料
- (5) 募集に係る申込期間
- (6) その他町長が定める事項

(広告の掲載の申込み)

第9条 広告希望者は、大磯町防災ハザードマップ広告掲載申込書（第1号様式）を町長に提出するものとする。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 広告案
- (2) 会社案内パンフレット等事業内容が分かる書類

(広告の掲載決定)

第10条 町長は、前条の申込書の提出があったときは、その適否を決定し、大磯町防災ハザードマップ広告掲載決定通知書（第2号様式）により広告希望者に通知するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告を掲載できる旨の決定を受けた広告希望者（以下「広告主」という。）は、防災ハザードマップに掲載された広告に関する一切の責任を負うものとし、直接的又は間接的に生じたいかなる損害についても、町は賠償する責任を負わないものとする。

2 広告主の責めに帰すべき理由により町に損害を与えた場合は、広告主はその損害を賠償しなければならない。

(広告原稿の作成等)

第12条 広告主は、町が指定する期日までに、町が指定した方法により広告原稿を提出しなければならない。

2 広告原稿の作成費用は、広告主が負担しなければならない。

(広告掲載料の納入等)

第13条 広告主は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。

2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告を掲載できなくなったときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定の取消しをすることができる。

- (1) 広告の掲載申込みに虚偽があると認められるとき。
- (2) 町長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しないとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、大磯町防災ハザードマップ広告掲載取下申出書（第3号様式）により町に申し出なければならない。

3 前項の申出書が提出できるのは、申込みのあった広告の校正回答日までとする。

(広告掲載料の還付)

第16条 町は、広告主が広告掲載料を納付した後に、広告を掲載しないこととした場合には、納付済みの広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を一切負わない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、大磯町防災ハザードマップ広告掲載料還付請求書（第4号様式）により町に請求するものとする。

4 前3項の規定は、第14条の規定により取り消す場合及び前条の規定により取り下げる場合に準用する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、防災ハザードマップへの広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

大磯町防災ハザードマップ広告掲載申込書

年 月 日

大磯町長 殿

住所又は所在地
名 称
代 表 者 氏 名

次のとおり大磯町防災ハザードマップに広告を掲載したいので申込みます。

申込者の 事業概要	(※会社案内パンフレット等の添付があれば記載不要)	
添付書類	☐ 広告案（必須） ☐ 会社案内パンフレット等事業内容がわかる書類	
連絡先 (担当者)	担当部署・氏名	
	電 話	
	ファクシミリ	
	メールアドレス	
同意	☐ 要綱第4条第1号に規定に基づき、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等でないことを神奈川県警察本部に照会することについて同意します。 ☐ 要綱第4条第2号の規定に基づき、国税及び地方税の納付状況について調査することを同意します。	

第2号様式（第10条関係）

大磯町防災ハザードマップ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

大磯町長

次のとおり決定したので通知します。

決定区分	☐ 掲載します
	☐ 掲載しません (理由)
広告掲載料	円 ※ 同封の納入通知書により納付してください。
その他	- 指定期日までに広告掲載料の納付（一括納付）が確認できないときは、広告を掲載することができませんので、注意してください。 - 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとし、直接的又は間接的に生じたいかなる損害についても、町は賠償する責任を負いません。なお、広告主の責めに帰すべき理由により町に損害を与えた場合は、広告主がその損害を賠償するものとする。

第3号様式（第15条関係）

大磯町防災ハザードマップ広告掲載取下申出書

年 月 日

大磯町長 殿

住所又は所在地
名 称
代 表 者 氏 名

大磯町の防災ハザードマップへの広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。

掲載を予定していた 広告の内容	
理 由	

第4号様式（第16条関係）

大磯町防災ハザードマップ広告掲載料還付請求書

年 月 日

大磯町長 殿

住所又は所在地
名 称
請 求 者 氏 名

広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

請求金額	円
振込金融機関 (口座名義人は請求者本人とする)	銀行 本店 農業協同組合 支店 金庫 支所
	預金種目 1 普通 2 当座
	支店番号 口座番号
	口座名義人 (カタカナ)